

愛西市巡回バス運行検討委員会設置要綱

愛西市巡回バス運行検討委員会設置要綱（平成18年愛西市訓令第36号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 巡回バスの運行について必要な事項を検討するため、愛西市巡回バス運行検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に提言するものとする。

- （1）巡回バスの運行体系に関すること。
- （2）その他巡回バスの運行に関すること。

（組織）

第3条 委員会の委員は20人以内とし、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- （1）総代等の地区代表者
- （2）高齢者関連団体の代表者
- （3）女性団体の代表者
- （4）バス運行その他公共交通等に関する知識経験を有する者
- （5）関係官公署、公共的団体及び市関係部局の職員
- （6）その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

(出席の要求)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、特定の分野等について専門の知識を有する者に対し、委員会の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。